

# 団 体 規 約

## PASSO/CDI-JAPAN

### 1 名称と所在地

団体名称を PASSO/CDI-JAPAN (日本語呼称：パッソ シーディーアイ ジャパン) と称し、事務所を以下の場所におく。

住所： 東京都世田谷区祖師谷 4-31-25

電話： 070-6652-8751

ファックス： 03-5490-9387

電子メール： passo-staff@jca.apc.org

Web サイト： <http://www.jca.apc.org/passo/>

### 2 設立年

2001年4月1日

備考：PASSO/CDI-JAPAN (以下、本団体と記する)の前身である「Passo プロジェクト」が1999年4月に活動を開始。有志のNGOと個人の参加による共同プロジェクトとして実績を重ねた後、この共同プロジェクト方式を発展解消し、独立団体「PASSO/CDI-JAPAN」として新たに発足した。

### 3 目的

情報コミュニケーション技術の急速な発展と普及に伴い、近年、世界的にデジタル・デバイド(情報格差)

IT革命の恩恵を得ることが困難な社会的弱者が、IT革命から取り残されることでますます社会的・経済的に疎外されていくという悪循環が進行している。人種や肌の色の違いに優劣を置くことで行われた差別・分離がかつてのアパルトヘイトならば、好むと好まざるとに関わらず、IT技術およびIT機器所有の有無が社会的・経済的優劣を生じさせ、それが社会に存在する格差をさらに強化するという今日のこの状況は、「デジタル・アパルトヘイト」とも呼べる深刻な問題だと言えるだろう。

このような時代状況を踏まえ、私たちは次の目的のために本団体を設立した。

#### (1) 情報技術の民主化

デジタル・アパルトヘイトの拡大を食い止めそれを解消するために、ITの民主化 ITを社会の一部の層の所有物・利用物にとどめ置くのではなく、それを必要とする誰もが所有・利用できる機会を得られるようにすること を提唱・推進する。

#### (2) ITのヒューマニゼーション(ITの人間化)

技術的・経済的な発展や競争の側面のみ視点に置いた現在のIT革命推進のありかたに警鐘を鳴らし、IT

のヒューマニゼーション あくまでITは人間が使う道具であるという原点に立ち返って、その道具を何のためにどう使うか、人それぞれにとってのITとのより良い付き合い方とは何かを考察し、それを実践していくこと を提唱・推進する。

この「ITの民主化と人間化」は、1995年に発足したブラジルの非政府組織CDI(コンピュータ技術民主化委員会/本部所在地・リオデジャネイロ市)によって提起されたものである。私たちはこのCDIの理念と方法論に共鳴し、これに学んで、私たちの活動を発足させた。

なお本団体はCDIの下部組織ではなく、あくまで一個の独立団体である。本団体名中の「CDI-JAPAN」の語句は、本団体が、理念と方法論を共有する団体同士が結ぶゆるやかなネットワークの一員であることを示すものである。

#### 備考：

CDIはスラムコミュニティや障害者福祉施設、先住民コミュニティ、刑務所、少年刑務所などにおいて「コンピュータ技術と市民権の学校」(略称EIC)を開設する事業を進めている。EICは単なる技術教育の場ではない。受益者の自主自立の力を尊重し、ITを受益者のセルフ・エンパワーメント 自己肯定意識や権利意識、勉強心の向上、識字教育、職業機会の拡大のツールとして役立てていくことを目的としている。EICで教える教師は原則として受益者側のメンバー自身であり、EICの運営主体は受益者側の組織自身である。EIC開設にあたってのCDIの役割は、機器一式の提供・設営、教師の養成、独自の教育カリキュラムの提供、EICの経済的自立のためのノウハウの提供、教師の再教育等である。

### 4 活動内容

#### (1) 「コンピュータ技術と市民権の学校」の開設

日本国内および国外において、社会的弱者コミュニティのための「コンピュータ技術と市民権の学校」の開設とそれに付随する一連の業務を、コミュニティと共同で実施する。

#### (2) パソコンや周辺機器、その他の用材の寄付の募集

下記の事業に活用することを目的に、主に企業や団体に対して中古または新品のパソコンや周辺機器、ソ

ソフトウェアなどの用材の寄付を募る。

1 「コンピュータ技術と市民権の学校」の新規開設

2 既存の「コンピュータ技術と市民権の学校」における機器・用材の増設・交換

3 パソコンを必要とする他の市民団体等で、その用途が本団体の活動趣旨に合致すると本団体が判断する場合、その団体への機器貸与または贈与

4 本団体以外の CDI ネットワーク構成団体が実施する「コンピュータ技術と市民権の学校」開設事業支援

(3) CDI ネットワークへの支援および相互協力

CDI ネットワーク構成団体の「コンピュータ技術と市民権の学校」開設事業支援を目的に、(2)の事業で得たパソコンや周辺機器をそれへ寄贈する。その他必要に応じて CDI ネットワーク構成団体への支援および相互協力を行う。

(4) IT 機器廃棄物の適性処理の推進

無用になったコンピュータやその他周辺機器の適性処理 リユース、リサイクル、無害化処理をしたうえででの廃棄 に関する世論を喚起し、またできる限り自らこれを実践する。

これらの適性処理の知識や技術が不足している国への技術移転事業を行う。

(5) 普及・啓発

「デジタル・アパルトヘイトに No!」の理念とそれに基づく本団体の活動を広く社会に向けて普及・啓発することを目的に、講演会、報告会、セミナー、ワークショップなどのイベントの開催や、メーリングリスト、web ページ上での情報の発信、意見や情報の交換等を行う。

(6) IT を活用した国際交流

本団体が事業を実施する国の市民と日本の市民とが情報・意見・経験の交換を行い、相互理解を深めることを目的に、インターネットを活用した国際交流事業を行う。

## 5 役員

本団体に次の役員を置く。

(1) 代表

代表は総会の承認を得て、本団体の業務を総理する。任期を1年と定める。ただし、再任を妨げない。

(2) 会計監査

会計監査は総会の承認を得て、活動と会計監査を行う。任期を1年と定める。ただし、再任を妨げない。

## 6 運営委員

本団体に運営委員を置く。運営委員は運営委員会を構成し、この団体規約の定めおよび運営委員会の議決に基づき、本団体の業務を執行する。運営委員の選出は運営委員会が行い、総会の承認を受ける。

## 7 会員

本団体の活動趣旨に賛同する個人は本団体の会員になることができる。本団体が設置・管理する会員名簿への登録をもって会員とする。会員は任意で脱会することができる。会費は別途定める。

## 8 総会

年に1回の通常総会および必要に応じて臨時総会を行う。総会は会員の3分の1の参加によって成立する。総会は以下の事項について承認を行う。

(1) 団体規約の変更

(2) 事業計画及び収支予算に関する事項

(3) 事業報告及び収支決算に関する事項

(4) 役員および運営委員の選任等に関する事項

(5) 組織等に関する事項

(6) その他、本団体の運営に関する重要事項

## 9 事業年度

毎年4月から翌年3月までを本団体の事業年度として定める。